

平成 2 9 年

亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

### 1. 日 時

平成 29 年 5 月 30 日（火）午後 1 時 00 分開会

### 2. 場 所

亀山市役所西庁舎 3 階 第 5 会議室

### 3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	井 上 恭 司
2 番委員	大 萱 宗 靖
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	太 田 淳 子

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育次長	大 澤 哲 也
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
学校教育室長（以下学校室長という。）	西 口 昌 毅
教育研究室長（以下研究室長という。）	徳 田 浩 一
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
教育総務室主任主査（書記）	草 川 正 富
教育総務室主任主事（書記）	三 井 直 子

## 6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（太田淳子委員）

## 7. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成29年5月定例会教育長報告」に基づき報告。

4月28日、市町等教育長会議が行われ、主に県の施策等について説明があった。また、新学習指導要領の準備についての説明や、命を大切にす教育についてフォーラムを行いながら進めていくことについての話があった。県内で暴力事件等が続いていることから、命の大切さについて今一度焦点が置かれている。

5月1日、川崎小学校改築工事一期工事の完成見学をした。  
今月は、様々な団体の総会等が行われるため出席している。

14日は、亀山文化年のキックオフとして、亀山市文化会館にて結団式が行われた。

15日、北勢地区教育長会では、県の施策についての詳しい説明があった。

16日、教育民生委員会協議会では、各部及び室の所管事務事業について説明を行った。

18日、19日は、奈良市で行われた全国都市教育長協議会定例総会並びに研究大会に出席した。

24日と29日に、カリキュラムマネジメント会議が行われた。新学習指導要領において、週1時間増える英語を意識した時間割や教育課程をどのように組んでいくかについて、文科省へ事業申請を提出したところ、内定通知が届いた。したがって亀山市は、指定校4校で英語を中心とした新学習指導要領の先行実施を進めていく予定である。

28日、亀山音楽協会が解散され、新たにNPO法人亀山音楽協会が設立されたので、その総会に出席した。

井上委員 音楽協会がNPO法人になったことで、これまでと比較してどのような違いが出たのか。

生涯室長 県の審査を受け、認証されればNPO法人として活動できます。

NPO法人は非営利団体であり、一番大きなメリットは、様々な活動を行うに当たり、社会的な認知や信用を得やすくなることです。ほかには、組織として継続的に展開していくに当たり、職員を雇用し、安定的な組織運営や計画的な取組が行えることもメリットの一つです。また、自主事業で、音楽会やアーティストを招いてコンサートを行う際、任意団体よりはNPO法人の方が補助を受ける等の資金を集め進めやすいと考えられます。

教育長 手続上、協賛組織から寄附金をいただきやすいという話も聞いている。  
(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

## 8. 議事

教育長 議案第20号「亀山市市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)  
(総務室長詳細説明)  
(質問はなく、議案第20号は可決される。)

## 9. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱」について説明を求める。  
(生涯室長説明)

教育長 会長も交代すると聞いているが、反映させなくてもよいのか。  
生涯室長 今週の土曜日の総会で交代しますので、その後改めて報告します。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱」について説明を求める。  
(生涯室長説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「平成29年度亀山市教育要覧」について説明を求める。

(総務室長説明)

大萱委員 14ページ8(1)「教育委員会教育長・委員」の表中で、井上委員と太田委員の任期が更新されていないため、訂正してほしい。

総務室長 訂正します。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項「教育課題」について説明を求める。  
(研究室長説明)

教育長 小学校のいじめの認知内容に「その他」という項目があるが、どのような事案か。

研究室長 引き出しの中に死んだ蠅が入れられていました。

井上委員 欠席日数が年間30日以上の子童生徒数の表があるが、数が多すぎる。学校やふれあい教室は本気で動いているのか。

研究室長 不登校の未然防止の観点においては、学校に行きにくくなる要因の解明だけではなく、欠席が2日や3日続いた子童生徒本人への働きかけや家庭訪問等の手段を、各学校において確実かつスムーズに実行するため、各学校と当室が中心となり、外部機関とも連携を図っていきたいと思います。この連携が過去に不十分であることが分かった場合は、今後そのようなことがないように努めていきます。

井上委員 恐らく未然防止の部分では直接的に手を講じたり、普段から集団づくりを行ったりするなど一生懸命行っていると思う。しかし、この表にすでに載っている子どもたちには、どのような働きかけを行っているのか。子どもの普段の生活状態や保護者の考え方をつかんでいるのか。すでに事案が起こり、ふれあい教室に通級することとなった子童生徒について、担任はふれあい教室の指導員とも話をする機会を持たず、ふれあい教室をのぞくこともしないということはないのか。

研究室長 すべてを認識はしていませんが、一度ふれあい教室等の関係機関にお世話になった場合、担任やコーディネータ、学校長、学年主任等、様々な教員が関わり、場合によってはふれあい教室へ行っていると聞いています。ただし、その子どもが面会を求めない場合は、ふれあい教室の担当が常日頃から学校へ報告をし、学校

側はその子どもが現在どのような状況にあるかを把握しているケースは多数あります。そのような体制の中、「教室復帰はまだできていないが、別室登校ができるようになった」、「修学旅行に行けた」というケースもありますので、そのようなケースがどんどん増えていくようにしたいと考えています。

井上委員

学校行事を使って、不登校の児童生徒が学校に戻るケースはたくさんある。しかし、そのような営みをしっかりしているのかが気になる。

先生がふれあい教室に通う子どもに会いに行き、会ってくれなかったとしても、先生が帰る後ろ姿をその子どもは見ている。翌日から学校に行かなかったとしても、先生が来てくれたということがその子どもにも分かる。会いに行き会ってくれなかったから行かないというのは、熱が薄いような気がしてならない。

ふれあい教室に通っている子どもはたくさんいるが、通級していない子どももたくさんいる。実態は分からないが、ふれあい教室の守備範囲が狭いのではないかと思う。そう思うくらい、この数字はゆゆしき数だと思う。

教育長

平成28年度における欠席日数が年間30日以上の子どもの数は小学校が33人、中学校が51人、合計84人であるが、年度末にその人数が休んでいるわけではない。例えば、一学期に30日以上欠席していたが、10月には学校に戻っている児童生徒も含まれている。この情報が発信されることがあれば、その点についての説明を丁寧に行きたいと思う。

また、4月に不登校気味である中学生一人一人について、教育研究室長、副室長、指導主事、子ども支援室兼務の指導主事、ふれあい教室の指導員等関係者全員で、休むきっかけについてデータ分析し、分析結果に合った対応を確実にしていこうという取組を進めている。よって、夏頃の定例会等では何か方向を示せると思う。また、校長会でもトップ項目で話をしている。

井上委員

大変重い問題であるため、一朝一夕で解決するとは思っていないが、あまりの数字の大きさに驚いている。何とかしてやってほしい。

太田委員

いじめが解消したとみなされ、不登校にならなかった子どもが、自殺をする可能性はないのか。

研究室長 年度末に、国はいじめが解消した指針となる期間を3ヶ月と示しましたが、現場は3ヶ月経ったからといって面倒を見ないわけではありません。各学校、担任外の教員も含めて様子を見守り続ける必要があると考えています。

太田委員 では、先ほどの説明で「平成28年度末に欠席している児童生徒が資料の表の人数いるわけではない」という説明があったが、以前休んでいた児童生徒も継続して見守っていくという理解でよいか。

研究室長 そのとおりです。

太田委員 そうであれば、表にある合計84人の児童生徒を継続して見守っていただきたいと思う。

研究室長 文科省のマニュアルにもありますが、不登校については過去3ヶ月だけではなく、中学生であれば小学校や幼稚園に通っているときはどうであったか等についても、遡って考えていかなければなりません。過去に不登校の経験のある児童生徒は注目されてしかるべきであると考えています。

太田委員 先生方にもそのような周知ができているという解釈でよいか。

研究室長 はい。

教育長 現在、6月8日に行う不登校に関する関係者会議に向けて、データ分析を行っているところである。

大萱委員 不登校といじめの因果関係について教えてほしい。現在、いじめが原因で不登校になっている児童生徒はいないという判断でよいか。

研究室長 全く因果関係がないかどうかは、個々の児童生徒を詳しく分析してみないと分かりませんが、そのような報告はありません。

大萱委員 個人的には、欠席日数が年間30日以上の子がこれだけ多いと、いじめが原因で不登校になっている児童生徒がいるような気がする。そのため、不登校の児童生徒が不登校になった原因を親身になって聞いてあげてほしいと思う。

研究室長 学校現場では、いじめの担当教員と不登校の担当教員を分けているわけではなく、生徒指導・生活指導というカテゴリの中で特別支援という見方を含めて学校の組織づくりを行っていますので、因果関係があればそれに対応した動きを行うと思います。

大萱委員 「いじめの解消」という言葉は、解決したという印象を受ける。

分かりにくいいじめもあるかと思うが、いじめが解消しているはずの児童生徒が欠席したときは、いじめが続いているのではないかという視点を持ってほしい。

教育長

これまで、何日間でいじめの解消とするという指針がなかったが、年度末、国が3ヶ月という期間を示した。県も市もいじめ対策基本方針を作成しているが、亀山市も示された期間に合わせ、見直しを行っている状態である。

よって、いじめの解消報告があった時点では3ヶ月という指針は示されていないため、その指針の期間とは関係なしに、解消したかどうかの判断を行った。解消したかどうか、本人が心の中でどう思っているか分からないという考えを持ってしまうと、すべてのいじめ問題について未解消となってしまう。

解消の判断は、教員だけではなく、本人はもちろん、保護者、友人、学級、学校関係者等全員が、いじめに遭っていた子どもが安定した生活を送ることができるようになったと認めることで行われている。一方、不登校は、いじめとは少し性質が異なることから、解消や解決とは言わない。不登校となった原因を記載していない理由は、原因を簡単に判別できないためだと思う。しかし、原因が書けるのであれば書いてほしい。

研究室長

複数の原因が絡んでいることや、原因を保護者に聞いても分からないことがあり、私の経験ではその場合が多いです。よって、資料に記載するのは難しいと思います。

大萱委員

不登校となった原因が言えるような子どもや家庭は、不登校にならないかもしれない。

研究室長

文科省が、いじめを解消とする目安として、「いじめが止まっている状態が3ヶ月継続している状態」としたのは事実です。しかし不登校については、いじめのように解決の目安がないため、一度でも長期の欠席があった児童生徒については、継続して見守ることが基本だと思います。

大萱委員

登校するといじめられるため不登校である児童生徒はいないということでしょうか。

研究室長

そのような報告は受けていません。

太田委員

教育委員会の取組に書かれている、「不登校についての研修会」や「事例検討会」はどのようなことを行うのか。



- 研究室長 事例に該当する学校の教員の担当者や子ども支援室に事例を示し、どのような取組や対策を行ったかについて、研修したり情報共有を行ったりするものです。
- 太田委員 何年か前、このような研修に保護者が参加していたことがあるが、今回は保護者へ参加の呼び掛けは行わないのか。
- 教育長 ここ数年、不登校の研修について、保護者への参加呼びかけはしていない。保護者は、相談員、臨床心理士、支援員等から助言やアドバイスを個別に受けるケースが多い。
- 太田委員 教育委員会の取組に保護者向けのものもあると思う。
- 研究室長 その研修は、自分の子どもが不登校になっている保護者が受ける研修ではなく、一度不登校について勉強しようという保護者が受ける研修だと思います。そのような研修については、PTAの総会で講習会等を行うのもやぶさかではないと思いますので、一度検討します。
- 宮村委員 新聞で、いじめで自殺をした子どもの保護者がいじめ事例検討会に取り上げられていたが、保護者の思いと検討会の進め方がミスマッチが生じ、その問題を取り下げたという記事を読んだ。亀山市でもいじめに関する条例が設けられ、関係機関が3つ設置された。一般的に保護者と学校現場や教育委員会がもめる要因は初期対応の遅さ等によるものが多いので、組織を作りっぱなしにせず、うまく機能するか等のシミュレーションやそのような場づくりをしてほしい。
- 研究室長 新たな条例が設置されるまでも、亀山市生徒指導協議会や学校問題調査検討委員会でいじめ問題やいじめの事例の実例を用いて話をしたり、一般の教員の研修を行ったりしてきました。また、学校現場においても、いじめ問題に係る委員会を設置し、問題が発生したときにうまく対処できるようマニュアルを作成しました。しかし、それだけでは、本当に命に関わった問題が発生したときにうまく対処できない可能性があるため、新たに条例と関係機関を設けました。
- 宮村委員 報道では、うまくいった事例はなかなか報道されず、失敗した事例が報道されていることが多いと思う。亀山市からそういった事例を発生させないよう、保護者の思い等をしっかり認識してほしい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「図書館利用状況」について説明を求める。  
(図書館長説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「工事及び委託事業の発注状況」について説明を求める。  
(総務室長説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「教育委員会行事報告及び予定表」について説明を求める。  
(総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、図書館長、歴博館長説明)

教育長 図書館に関する構想について、生涯学習推進会議、社会教育委員会、図書館運営委員会及び教育民生員会に諮った後に最終案とするため、現在は「中間案」としている。先日、生涯学習推進会議は終わったため、内容を報告しておいた方が良いのではないかと。  
生涯学習推進会議の会議録については、現在集約しているため、口頭で簡単に報告します。

生涯室長 中間案について説明したところ、これでは困るという大きな意見はなく、方向性としては案どおりでよいのではないかとのご意見でした。しかし、関図書館の取り扱いについては一度熟考してほしいという意見がありました。また、福祉関係からは、ブックスタート等の取組の表現を少し柔らかくしてほしいという意見がありました。

教育長 明日は図書館運営委員会、明後日は社会教育委員会の会議が行われる。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

## 10. その他

教育長 6月の定例会は6月21日(水)午後1時30分からとする。

1 1. 閉会

午後 2 時 4 0 分